

岐阜県公報

第千八百四十九号
平成十九年六月一日
(金曜日)

目次

公安委員会規則

○岐阜県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則

(留置管理課) 四二八^{ページ}

○岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則

(同) 四二八

告示

○医療扶助のための医療担当機関の指定

(健康福祉政策課) 四二九

○指定医療機関の廃止の届出

(同) 四二九

○生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定

(同) 四三〇

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

(同) 四三一

○生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出

(同) 四三二

○医療扶助のための施設担当機関の指定

(同) 四三三

○保安林における許可をすべき皆伐面積の限度

(治山課) 四三三

○道路の区域変更

(道路維持課) 四三四

○保安林の指定予定

(郡上農林事務所) 四三五

公示

○落札者等に関する公示

(広報課) 四三五

○岐阜県表彰規程に基づく表彰

(人事課) 四三五

○落札者等に関する公示

(情報企画課) 四三八

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 四三九

○平成二十年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

(農業技術課) 四四〇

○平成十九年度家畜人工授精師養成講習会の開催

(畜産課) 四四二

○県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 四四二

○指定技能教育施設の連携科目の指定等

(学校支援課) 四四三

○土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 四四三

○同

(可茂農林事務所) 四四三

雑報

○平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

(建築指導課) 四四四

公安委員会規則

岐阜県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則

岐阜県留置施設視察委員会条例（平成十九年岐阜県条例第二十八号）の施行期日は、平成十九年六月一日とする。

岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二十二條第一項並びに岐阜県留置施設視察委員会条例（平成十九年岐阜県条例第二十八号）第二條第一項及び第五條の規定に基づき、岐阜県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第二条 委員会の委員の定数は、六人とする。

（委員会に対する情報の提供）

第三条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議に、留置施設の運営の状況を把握するために必要な次に掲げる情報を記載した書面を提出するものとする。

一 施設の概要

二 収容基準人員及び被留置者数の推移

三 施設の管理の体制

四 參觀の可否の状況

五 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は採取の状況

六 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況

七 法第九十條第一項又は第二百八條第一項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況

八 戒具及び保護室の使用状況

九 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例

十 審査の申請、再審査の申請、法第二百三十一條第一項又は第二百三十二條第一項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議に、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

二 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合

三 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

（会議）

第四条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 警察本部警務部留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議録）

第五条 会議の開催日時、出席者及び概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警察本部警務部留置管理課において調製し、及び保存する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、警察本部警務部留置管理課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に付し警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指定年月日
ひらまつ整形外科	医療法人泰正光	大垣市友江二一三二	平成一九・四・一
渡辺内科クリニック	医療法人香柏会	大垣市御殿町二二二	同
大井内科クリニック	医療法人三幸会	大垣市大井二四五	同
緑 園 診 療 所	蜂須賀 喜多男	大垣市緑園一二三番地	同
横田耳鼻咽喉科	医療法人横田耳鼻咽喉科	多治見市太平町四一五三	同
水 野 内 科	医療法人玲仁会	多治見市幸町七二八一	同
石原耳鼻咽喉科医院	医療法人直新会	関市西福野町二一五七	同

西野クリニック

医療法人好誠会

各務原市三井町一五五

同

医療法人社団いちはし赤ちゃんこどもクリニック

医療法人社団いちはし赤ちゃんこどもクリニック

郡上市八幡町小野三二六

同

医療法人アイビィデントタルクリニック

医療法人アイビィデントタルクリニック

高山市下岡本町一八五七一八

同

たつた歯科クリニック

医療法人 Shisen

中津川市中津川一四四一四

同

あおば 歯 科

医療法人あおば 皓歯会

揖斐郡大野町大字稲畑二九七番地

同

ダルマ 薬 局

有限会社ダルマ 薬局

恵那市長島町中野二二一六二七

同

株式会社丹羽薬局

株式会社丹羽薬局

各務原市那加本町三九番地

同

岐阜県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
ひらまつ整形外科	平 松 哲	大垣市友江二一三二	平成一九・四・一
渡辺内科病院	医療法人香柏会	大垣市御殿町二二二	同
大井内科クリニック	渡 辺 幸 夫	大垣市大井二四五	同
緑 園 診 療 所	蜂須賀 喜多男	大垣市緑園一二四番地	同
横田耳鼻咽喉科	横 田 明	多治見市太平町四一五三	同

水野内科	水野普明	多治見市幸町七二八 一四	同	あおば歯科	安藝弘泰	揖斐郡大野町大字稲畑二 九七番地	同
石原耳鼻咽喉科医院	石原直子	関市西福野町二一五 七	同	ダルマ薬局	有限会社ダルマ 薬局	恵那市長島町中野二二 四一	同
西野クリニク	西野好則	各務原市三井町一五五 一	同	岐阜県告示第四百十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、 介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五 条の二第一項の規定により告示する。 平成十九年六月一日			
いちはし赤ちゃんこ どもクリニク	市橋 寛	郡上市八幡町小野三三六 二一三	同	岐阜県知事 古 田 肇			
アイビーデンタルク リニク	熊田 勝一	高山市下岡本町一八五七 一八	同				
たつた歯科クリニク	龍田 孝久	中津川市中津川一一四四 一四	同				
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等 の所在地	指 定 年 月 日		
医療法人社団実践会	関市倉知字下野一七一 二番地	介護予防 通所リハ ビリテー ション	老人保健施設リバーサイド 悠悠	関市倉知字下野一七一 二番地	平成一九・四・一		
医療法人医済会	恵那市明智町五二七番 地	訪問看護	山田 診療所	恵那市明智町五二七番 地	同		
医療法人医済会	恵那市明智町五二七番 地	居宅療養 管理指導	山田 診療所	恵那市明智町五二七番 地	同		
医療法人医済会	恵那市明智町五二七番 地	介護予防 訪問看護	山田 診療所	恵那市明智町五二七番 地	同		
医療法人医済会	恵那市明智町五二七番 地	介護予防 居宅療養 管理指導	山田 診療所	恵那市明智町五二七番 地	同		
社会福祉法人各寿会	各務原市大佐野町二一 五八	介護予防 短期入所 生活介護	特別養護老人ホームつつじ 苑	各務原市大佐野町二一 五八	同		
社会福祉法人各寿会	各務原市大佐野町二一 五八	介護予防 通所介護	つつじ苑デイサービスセン ター	各務原市大佐野町二一 五八	同		
社会福祉法人各寿会	各務原市大佐野町二一 五八	介護予防 訪問介護	つつじ苑ホームヘルプ・サ ービスステーション	各務原市大佐野町二一 五八	同		

社会福祉法人各寿会	各務原市大佐野町二一五八	地域包括支援センター	各務原市地域包括支援センターつつじ苑	各務原市大佐野町二一五八	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六五	居宅療養管理指導	ピノキオ薬局可児店	可児市中恵土字東欠一三〇七一	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六五	介護予防居宅療養管理指導	ピノキオ薬局可児店	可児市中恵土字東欠一三〇七一	同
有限会社こすもすケアセン	養老郡養老町有尾三九番地	通所介護	養老町地域福祉センター	養老郡養老町若宮三五番地	同
有限会社こすもすケアセン	養老郡養老町有尾三九番地	介護予防通所介護	養老町地域福祉センター	養老郡養老町若宮三五番地	同
大野町長	揖斐郡大野町大野八〇番地	地域包括支援センター	大野町地域包括支援センター	揖斐郡大野町大野八〇番地	同
明石克彦	愛知県西加茂郡三好町大字黒笹字原山六五八一三	訪問看護	アカシクリニック	可児郡御嵩町上恵土字仙長一二八五一	同
明石克彦	愛知県西加茂郡三好町大字黒笹字原山六五八一三	介護予防訪問看護	アカシクリニック	可児郡御嵩町上恵土字仙長一二八五一	同
明石克彦	愛知県西加茂郡三好町大字黒笹字原山六五八一三	介護予防訪問看護	アカシクリニック	可児郡御嵩町上恵土字仙長一二八五一	同
明石克彦	愛知県西加茂郡三好町大字黒笹字原山六五八一三	介護予防訪問看護	アカシクリニック	可児郡御嵩町上恵土字仙長一二八五一	同

岐阜県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

医療法人宏仁会

瑞穂市馬場上光町一一〇六

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

短期入所療養介護

下野外科胃腸科医院

指定居宅介護事業所等の所在地

瑞穂市馬場上光町一一〇六

廃止年月日

平成一九・四・一

出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

医療法人宏仁会

瑞穂市馬場上光町一
一〇六介護療養
型医療施設

下野外科胃腸科医院

瑞穂市馬場上光町一
一〇六

同

岐阜県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。
平成十九年六月一日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地指定居宅介護事業所等の名
称指定居宅介護事業所等
の所在地

変 更 年 月 日

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンター中津川

中津川市新町八一

平成一九・四・一

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンター中津川

中津川市新町八一

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九居宅介護
支援事業

ニチイケアセンター中津川

中津川市新町八一

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンターうるう

大垣市熊野町四一一

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九居宅介護
支援事業

ニチイケアセンターうるう

大垣市熊野町四一一

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンターうるう

大垣市熊野町四一一

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンター和合

大垣市和合本町一一八

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

通所介護

ニチイケアセンター和合

大垣市和合本町一一八

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九居宅介護
支援事業

ニチイケアセンター和合

大垣市和合本町一一八

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンター和合

大垣市和合本町一一八

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンター和合

大垣市和合本町一一八

同

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二一九

訪問介護

ニチイケアセンター海津

海津市海津町馬目字道
上九九一

同

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二一九
介護予防 ニチイケアセンター海津 海津市海津町馬目字泉上九一
訪問介護

岐阜県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設 者 所 在 地 指定年月日
梅田あん摩マッサージ指圧鍼灸治療院 梅 田 勝 下呂市御蔵野一三三六 平成十九・四・一八

岐阜県告示第四百二十号

保安林の平成十九年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
高 原 川	高山市（旧上宝村の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域に限る。）	1,491.05	414.49
宮 川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域を除く。）	2,693.16	500.13

庄 川	高山市（旧莊川村の区域に限る。）、大野郡	1,378.74	877.28
飛騨川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）	987.51	181.94
飛騨川中流	下呂市	1,081.62	374.37
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	131.31	253.29
長良川上流	郡上市	961.25	546.13
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	682.94	661.42
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,695.40	1,066.61
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	172.48	417.68
木 曾 川	中津川市、恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。）	677.97	795.03
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	57.64	572.48
矢 作 川	恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。）	42.33	256.88
保安林種	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
	揖斐郡揖斐川町（旧揖斐川町の区域に限る。）	1.48	
	揖斐郡池田町	18.66	
	郡上市（旧大和町の区域に限る。）	2.84	
	郡上市（旧白鳥町の区域に限る。）	4.56	
	郡上市（旧明宝村の区域に限る。）	2.96	
	恵那市（旧恵那市の区域に限る。）	1.46	
干害防備林	中津川市（旧福岡町の区域に限る。）	2.24	

高山市丹生川町折敷地字 西田牛垣内二五五二番二 一地从先から		前	三・〇 ハ・〇	二五・〇
同 市 同 町 同 字 地先まで 二五二八番九	後	五・三 三・〇	二五・〇	

岐阜県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市八幡町小那比字川内口七〇三九から七〇四一まで、七〇四六、七〇四七
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達案件の名称及び数量 岐阜県広報紙「ふれあい ぐらして県政」の印刷製本業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成19年2月9日
 - 4 落札者を決定した日 平成19年3月23日
 - 5 落札者の氏名及び住所 岐阜市須賀1丁目1番地5号
サンメッセ株式会社岐阜支店
支店長 大場延生
 - 6 落札金額 年間総価 57,907,584円
(予定数量 8,016,000部)
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県広報課
 - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- 岐阜県表彰規程に基づく表彰
- 岐阜県知事は、次のとおり表彰を行ったので、岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百三十九号）第十条の規定により公示する。
- 平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表 彰 状

矢 口 貢 男 殿

あなたは多年岐阜県議会議員として地方自治の振興に尽くされた功労が顕著であります
よって岐阜県表彰規程により表彰します

平成十九年五月三日

岐阜県知事 古 田 肇

(各 通)

あなたは多年統計調査に尽くされた功労が顕著であります
(以下前同文)

(各 通)

あなたは多年町長として地方自治の振興に尽くされた功労が顕著であります
(以下前同文)

(各 通)

葛 西 文 代 殿	熊 田 弘 子 殿	松 波 未 保 子 殿	宮 部 と し 子 殿	子 安 令 子 殿	日 比 野 久 子 殿	古 田 尚 子 殿	吉 田 み ゆ き 殿	鬼 頭 晴 美 殿	竹 中 ち ず ゑ 殿	水 野 隆 夫 殿	山 内 章 裕 殿	堀 征 二 殿	岡 村 勝 二 殿	塩 谷 聡 殿	室 崎 希 次 殿	古 市 守 殿	渡 辺 千 介 殿	齋 藤 孝 殿	瀬 瀬 ち づ 殿
-----------	-----------	-------------	-------------	-----------	-------------	-----------	-------------	-----------	-------------	-----------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------	-----------

安 藤 正 治 殿

あなたは多年市議会議員として地方自治の振興に尽くされた功労が顕著であります
(以下前同文)

長 尾 富 雄 殿

あなたは多年町議会議員として地方自治の振興に尽くされた功労が顕著であります
よって岐阜県表彰規程により表彰します

平成十九年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

(各 通)

あなたは多年町議会議員として地方自治の振興に尽くされた功労が顕著であります
よって岐阜県表彰規程により表彰します

平成十九年五月三日

岐阜県知事 古 田 肇

(各 通)

小 島 茂 雄 殿	羽 生 清 殿	中 島 陸 夫 殿	鈴 木 新 一 殿	尾 関 洋 治 殿	名 和 佐 範 殿	市 田 茂 和 殿	杉 山 豊 年 殿	武 知 傳 三 殿	可 知 昭 夫 殿	大 竹 孝 雄 殿	山 口 茂 殿	板 谷 克 雪 殿	あなたは多年村議会議員として地方自治の振興に尽くされた功労が顕著であります
-----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	---------------------------------------

(以下前同文)

(各通)

あなたは多年公務に精勵し地方自治の振興に尽くされた功勞が顯著であります（以下前同文）

(各通)

あなたは多年農業委員会委員として農業の振興に尽くされた功労が顕著であります
(以下前同文)

杉山治郎殿

あなたは多年農業委員会委員として農業の振興に尽くされた功勞が顕著であります よつて岐阜県表彰規程により表彰します

平成十九年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

(各 通)

あなたは多年青少年の健全な育成指導に尽くされた功労が顕著であります よって岐阜県表彰規程により表彰します

平成十九年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

石
樽
幹
大
殿

(各通)

あなたは多年社会福祉に尽くされた功労が顕著であります
(以下前同文)

(各通)

[illegible]

青 渡 渡 早
木 邊 邊 野
孝 和
靖 平 雄 多
殿 殿 殿 殿

あなたは多年健康衛生の向上に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

(各 通)

萩 永 茂 生 殿
中 澤 一 弘 殿
太 田 嘉 俊 殿

あなたは多年農林水産業の振興発展に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

(各 通)

鴻 村 満 殿
山 本 恵 嗣 殿
三 津 橋 卓 彦 殿
末 松 眞 人 殿

あなたは多年商工業の振興発展に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

土 本 俊 行 殿

あなたは多年建築業の振興発展に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

小 菅 徳 明 殿

あなたは多年卓越した技能の保持とともに技能者の養成訓練に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

清 水 公 男 殿

あなたは多年技能者の雇用促進に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

高 橋 孝 之 殿
高 橋 範 殿
松 波 百 合 子 殿
大 橋 正 則 殿
清 水 勉 殿

(各 通)

あなたは多年スポーツの振興に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

香 田 智 弘 殿

あなたは多年歯科医師として治安の維持に協力された功労が顕著であります (以下前同文)

(各 通)

渡 邊 忍 殿
松 井 和 朗 殿
打 田 正 治 殿
枡 井 國 弘 殿
細 野 三 郎 殿

あなたは多年警察職員として治安維持に尽くされた功労が顕著であります (以下前同文)

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

【岐阜情報スーパーハイウェイ運用保守業務に関する落札者等】

1 特定役務の名称及び数量 岐阜情報スーパーハイウェイ運用保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日

5 契約の相手方の氏名及び住所 岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地

西日本電信電話株式会社岐阜支店

支店長 村井 守

6 契約金額 247,065,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課

(2) 所 在 地 岐阜市葦田南2丁目1番1号

【岐阜県域統合型GIS利用契約に関する落札者等】

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県域統合型GIS利用 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令第10条第1項第1号該当 4 契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日 5 契約の相手方の氏名及び住所 岐阜市藪田南5丁目14番53号 財団法人岐阜県建設研究センター 理事長 奥田 邦夫	日本NCR株式会社 代表取締役社長 細井 英樹 6 落札金額 35,490,000円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
6 契約金額 34,546,050円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号 [インターネットによる行政情報 (iJAMP) 受信環境整備に関する落札者等] 1 特定役務の名称及び数量 インターネットによる行政情報 (iJAMP) 受信環境 整備 一式 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令第10条第1項第1号該当 4 契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日 5 契約の相手方の氏名及び住所 東京都中央区銀座5丁目15番8号 株式会社時事通信社 代表取締役社長 若林 清造	1 特定役務の名称及び数量 総合財務会計システム用プリンタの賃貸借等 一式 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 平成19年3月16日 4 落札者を決定した日 平成19年4月26日 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北4丁目10番7号 中央電子光学株式会社 代表取締役 日比 泰雅 6 落札金額 49,140,000円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
6 契約金額 36,086,400円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号 [岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保守業務委託に関する落札者等] 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保 守業務 一式 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 平成19年2月8日 4 落札者を決定した日 平成19年3月27日 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園2丁目4番1号	○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模 小売店舗設置者に対して意見を述べたのと、同条第六項の規定により意見の概要を公示 する。 なお、その意見書は平成十九年六月一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課にお いて閲覧に供する。 平成十九年六月一日 岐阜県知事 古 田 肇 1 建物の名称及び所在地 ゲンキー美濃加茂店

美濃加茂市山手町二丁目二十番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年六月一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

エイデン真正店

本巣市政田千六百七番一号 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年六月一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

美濃共同ショッピングセンター

美濃市千畝町二七七六番地一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

○平成二十年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則（昭和五十七年岐阜県規則第五十二号）第九条の規定により、平成二十年度岐阜県農業大学校学生の入学試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験方法

推薦入試及び一般入試とする。

二 入学定員

三十名

推薦入試 二十名程度 一般入試 十名程度

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十年三月末日までに卒業する見込みの者

2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。

四 受験手続

受験しようとする者は、次の書類をそろえて、岐阜県農業大学校に提出してください。

1 入学願書（指定用紙）

2 高等学校調査書等

3 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書（指定用紙）

五 入学願書受付期間

推薦入試 平成十九年九月二十八日（金）から十月十九日（金）まで

一般入試

一次募集 平成十九年十二月四日（火）から平成二十年一月十五日（火）まで

二次募集（二次募集において欠員が生じた場合のみ実施）

平成二十年二月十五日(金)から三月七日(金)まで

なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 入学試験料

千七百三十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書にはり付けて納付してください。(消印をしないこと。)

七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成十九年十月二十六日(金) 午前十時三十分から午後四時まで

一般入試

一次募集 平成二十年一月二十二日(火) 午前十時から午後四時まで

二次募集(実施する場合)

平成二十年三月十四日(金) 午前十時から午後四時まで

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

区 分	筆 記 試 験	面接試験	小論文
推 薦 入 試	無	有	有
一 般 入 試	必須科目 国語総合	有	無
	選択科目 数学Ⅰ、生物Ⅰ、農業科学基礎のうち のいずれか一科目		

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成十九年十一月九日(金) 午前十時

一般入試

一次募集 平成二十年一月二十九日(火) 午前十時

二次募集(実施する場合)

平成二十年三月十八日(火) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、可否の結果を受験者本人に通知します。

九 試験結果の提供

平成二十年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科

野菜・果樹学科及び畜産学科

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成十九年度の場合、年額六万四千八百円です。

4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各地域農業改良普及センター(地域農業改良普及センターに置かれる事務所を含む)に問い合わせてください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 在学中は、就農支援資金(就農研修資金)の貸付けを受けることができます。

7 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

○平成十九年度家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、平成十九年度家畜人工授精師養成講習会を開催するので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号）第四条の規定により公示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習期間

平成十九年七月三十日から
同 年八月二十七日まで

二 開催場所

1 学科及び実習の一部

可児市坂戸 岐阜県農業大学校

2 実習

高山市清見町 岐阜県畜産研究所

3 修業試験

可児市坂戸 岐阜県農業大学校

三 家畜の種類

牛

四 受講定員

三十名

五 受講資格

牛の人工授精業務に従事する予定があり、かつ、所轄の家畜保健衛生所長の推薦を受けたもの

六 講習科目及び時間

1 学科

科	目	時間
畜産概論 家畜の栄養		三四

一 一般科目

家畜の飼養管理
家畜の育種
関係法規

三七三

専門科目

生殖生理学
繁殖生理学
精子生理
種付けの理論
人工授精

十五
十三
七
四
七

2 実習

科	目	時間
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精		四七四 四 六 八 四 十六

七 受講手続

受講希望者は、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第五条の規定による受講願書を所轄の家畜保健衛生所を経由し、知事へ提出するものとする。

八 受講手数料

一万五千元

九 受講申込書提出期限

平成十九年六月二十九日

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
平 田 地 区	海 津 市 役 所	平成一九・六・二一から 同 六・二九まで

○指定技能教育施設の連携科目の指定等

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により指定技能教育施設における連携科目について次のとおり指定の解除をしたので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加 藤 智 子

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人 岐阜学園 コロムビア・ファッション・カレッジ

二 解除した連携科目

家庭基礎

三 解除した期日

平成十九年四月一日

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏 名 住 所

岐阜市合 平成一九・三・二六
渡南土地
改良区
理事 森 孝夫 岐阜市河渡 一丁目二四番地一
同 森 秋男 同 四丁目三六番地
同 白 木 巖 同 五六三番地
同 青 木 勝 同 一三五三番地
同 市 側 敏 夫 同 四丁目九〇番地一
同 岩 田 竹 一 瑞穂市馬場前畑町三丁目一四七番地
同 白 木 賢 一 岐阜市河渡 一一五五番地
同 藤 橋 光 男 瑞穂市生津内宮町 二丁目四五番地

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏 名 住 所
岐阜市合 平成一九・三・二七
渡南土地
改良区
理事 森 孝夫 岐阜市河渡 一丁目二四番地一
同 江 崎 正 克 同 三丁目一一三番地
同 稲 葉 繁 雄 同 一五〇三番地二
同 青 木 貞 頼 同 一五六〇番地一
同 島 川 敏 行 同 三丁目七八番地
同 藤 橋 誠 司 瑞穂市生津滝坪町 一丁目七八番地
同 白 木 芳 郎 岐阜市河渡 五丁目一四一番地二
同 勝 村 治 郎 瑞穂市馬場前畑町 二丁目三九番地

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員			
土岐地区 改区名	年月日	役名	氏名住所
坂祝町木 曽川右岸 用水土地 改良区	平成 一九・四・二	理事	梅田克己 加茂郡坂祝町取組 三三二番地七
就任した役員			
土岐地区 改区名	年月日	役名	氏名住所
坂祝町木 曽川右岸 用水土地 改良区	平成 一九・四・三〇	理事	南山宗之 加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一

雑報

○平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による岐阜県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月一日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三澤 眞

一 試験の日時 平成十九年十月二十一日（日曜日）午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所	受験申込み受付けの際、指定します。
三 試験の内容	
1 内容	おおむね次の事項について行います。
(一)	土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関するこ と。
(二)	土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
(三)	土地及び建物についての法令上の制限に関するこ
(四)	宅地及び建物についての税に関する法令に関するこ
(五)	宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関するこ
(六)	宅地及び建物の価格の評定に関するこ
(七)	宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関するこ

ただし、登録講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問
題を免除します。

2 出題法令の適用期日

平成十九年四月一日現在施行されている法令

四 試験の方法及び出題数

方法 四者択一式の筆記試験により行います。

出題数 五十問。ただし、登録講習修了者については、四十五問

五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができます。
ただし、原則として県内に居住する者に限ります。

六 受験申込み

1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲載

ア 掲載期間

平成十九年七月二日（月曜日）から平成十九年七月十七日（火曜日）までで
す。

イ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.reio.or.jp>）

(二) 申込期間

平成十九年七月二日（月曜日）午前九時三十分から平成十九年七月十七日（火

曜日)午後九時五十九分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.reio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力し、送信する。

イ 顔写真ファイル(平成十九年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で24mm形式のもの)を添付する。

(四) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入してください(事務手数料は、本人負担)。

2 郵送による申込み

(一) 試験案内及び受験申込書の配布

ア 配布期間

平成十九年七月二日(月曜日)から平成十九年七月三十一日(火曜日)までです。ただし、土曜日、日曜日及びその他の休日は除きます。

イ 配布場所

社団法人岐阜県宅地建物取引業協会本部及び各支部事務所並びに岐阜県都市建築部建築指導課

(二) 申込期間

平成十九年七月二日(月曜日)から平成十九年七月三十一日(火曜日)までの日付の消印があるものに限り受け付けます。

(三) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書を貼ったもの)

イ 顔写真一枚(平成十九年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)

ウ 登録講習修了者については、前記ア及びイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

(四) 受験手数料

七千円

受験申込み前に所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込んでください(払込手数料は、本人負担)。

(五) 郵送先及び郵送方法

社団法人岐阜県宅地建物取引業協会(郵便番号五〇〇一八三五八 岐阜市六条南二丁目五番三号)あて、配達記録郵便で申し込んでください。

七 合格発表

1 発表の期日

平成十九年十二月五日(水曜日)

2 発表の方法

受験申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行います。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人岐阜県宅地建物取引業協会(電話〇五八一二七五―一二七二)

平成十九年六月一日印刷
平成十九年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇円
岐阜飯尾文芸社